

(参考様式第2号)

天栄地区において、人と農地の問題解決のための会合が行われ、その結果に基づき人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年 3月25日

天栄村長 添 田 勝 幸



記

1. 会合の対象とした区域

天栄村全域

2. 会合の結果をとりまとめた年月日

令和 2年 3月23日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

○経営体数

個人	143	経営体 (うち認定農業者	136	経営体
		うち認定新規就農者	7	経営体)
法人	2	経営体 (うち認定農業者	2	経営体)

○農地の集積面積

686ha (区域内の農地面積1,092ha、集積率62.8%)

4. 今後の地域農業の在り方

プランに位置付けた認定農業者等が担うほか、認定新規就農者の受入れや育成により対応していく。

(1) 生産品目の明確化

- ① 米…農地集積を促進し、担い手農家の規模拡大を進めることに加え、飼料米、業務用米、備蓄米等の生産により経営の安定を図る。また、慣行栽培から段階的に特別栽培へシフトし付加価値化をめざす一方、自動灌水またはプール育苗、側条施肥、機械の共同利用等により省力化・低コスト化を進める。
- ② 露地野菜…きゅうり、なす、ねぎ、アスパラガス、にら、ヤーコン、にんにくを推進品目と位置づけ、稲作との複合経営により所得の安定に努めると共に、エコファーマーの取得、栽培技術の向上や新たな栽培方法の導入等を図り、品質及び収穫量の向上をめざす。
- ③ 施設野菜…トマト、きゅうり、ほうれんそう、にらを推進品目と位置づけ、稲作及び露地野菜との複合経営により所得の安定に努めると共に、栽培技術の向上を図り、品質及び収穫量の向上をめざす。
- ④ 果樹…りんご、もも、うめを推進品目と位置づけ、加工・直販などの6次産業化の取組を促進し、生産量の拡大をめざす。
- ⑤ 花木・花卉…消費者ニーズに合わせた品目を選定し、販路の多様化を進めながら、安定的な収益の確保をめざす。
- ⑥ 畜産…牛(繁殖、肥育)、豚を推進品目と位置づけ、技術の向上に努めてブランド化をめざすと共に、飼料用作物の増産、稲わらの有効利用、糞等の堆肥への活用等の耕畜連携により、地域循環型農業を進める。
- ⑦ 林用特産物…しいたけ、たらのめ、ふきのとう、うどを推進品目と位置付ける。菌床しいたけは、断熱ハウスの導入等により品質・収量の安定に努めることに加え、原木しいたけは、放射能検査の状況を見極めながら将来的に産地の再生をめざす。たらのめ、ふきのとう、うどは、施設園芸による冬場の戦略作物として生産量の拡大をめざす。

(2) 複合化

地域の基幹となる稲作に加え、露地野菜または施設野菜を新たに導入することで、複合化を進め、農業経営の安定と生産者所得の向上に努める。露地野菜は、きゅうり、なす、ねぎ、アスパラガス、にら、ヤーコン、にんにく、施設野菜はトマト、きゅうり、ほうれんそう、にらを推進品目と位置づけ、「米+αの複合経営」を進める。

また、年間の作業効率に考慮しながら、米+露地野菜+施設野菜等の複合経営にもチャレンジする。なお、施設園芸においては、たらのめ、ふきのとう、うどの林用特産物の導入も検討する。

(3) 6次産業化

現在生産者が取り組んでいるりんごやうめの加工(ジュース、梅漬け)や、農商工連携により商品化したヤーコンの梅酢漬やキムチ、きゅうりの漬物等の加工品の製造・販売体制を強化する。また、上記にかかげた推進品目を中心に、随時加工事業に取り組み、生産者所得の向上をめざす。

外食産業との契約栽培や、地域での農産物直売所やスーパー等への直売、ネット販

売等販路の多角化にも取り組み、経営の安定につなげる。

(4) 高付加価値化

米においては、食味・品質の向上を進めることに加え、慣行栽培から特別栽培、さらには有機栽培への移行を段階的に進め、付加価値化をめざす。特に、現在「天栄米栽培研究会」が取り組んでいる「天栄米」「極献上」等のブランド化をさらに進めることで、米の産地としての認知向上をめざす。

野菜については、エコファーマー基準での栽培方法を普及させると共に、品目によっては特別栽培にもチャレンジする。

さらに、「環境王国」の第1号として指定されたことを踏まえ、豊かで美しい自然環境のもと、村民全員で維持・保全活動に取り組んでいる産地であることを広く情報発信し、地域で生産される農畜産物全体のブランド力の底上げを図る。

(5) 新規就農の促進

基幹品目である米では「天栄米栽培研究会」等の生産組織やライスセンターの共同運営や機械の共同利用に取り組む集落営農組織、きゅうりでは出荷組合等、新規就農者の受け皿となる組織を強化することで、新規就農を促進する。

また、地域や農業委員会による農地のあっせん・調整を図ることに加え、新規就農給付金や農の雇用制度等国や県の事業を活用して、新規就農に向けた環境を整備する。

(6) その他

機械・施設の共同利用、農作業の共同化、経理の一元化などを行う集落営農を推進することで、省力化・低コスト化を実現する。

また、専業農家や集落営農組織の法人化を推進し、経営規模の拡大と経営内容の高度化を図ると共に、新規就農者の受け皿としての機能を強化する。

6. その他

「人・農地プラン」は、次の事案等が発生した場合、随時変更することとします。

- ・新規認定農業者等新たに「地域の中心となる経営体」となるとき。
- ・新規就農者が出てきたとき。
- ・集落営農・法人を立ち上げ中心となる経営体となるとき。
- ・プランの内容が地域の実情と合わないとき。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
天栄村	天栄地区	令和2年3月	平成31年4月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1092 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	985 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	31 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5 ha
(備考)	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は、75才以上で後継者未定の耕作面積よりも多いが、引き受ける意向の経営体が平均年齢が61歳であるので、10年後を見据えた新たな農地の受け手となる後継者づくりが必要である。

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

牧本地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者38経営体が担うほか、認定新規就農者の受入れや育成により対応していく。

大里地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者38経営体が担うほか、認定新規就農者の受入れや育成により対応していく。畑利用については、認定新規就農者の2経営体や入作で耕作している農業法人が担っていく。

広戸地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者63経営体が担うほか、認定新規就農者の受入れや育成により対応していく。畑利用については、認定新規就農者の5経営体が担い、入作を希望する経営体の受け入れていく。

湯本地区の農地利用は、入作で耕作している認定農業者1経営体が担うほか、認定新規就農者の受入れや育成により対応していく。畑利用については、入作で耕作している農業法人が担ってい

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。